

山形県認知症施策推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現に向け、本県の施策の推進方向を検討し、良好な医療、介護及び地域支援体制を構築するため、山形県認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 早期受診に向けた方策の検討及び体制の構築に関すること。
- (2) 正しい知識の普及及び見守り体制の構築に関すること。
- (3) 良好な医療と介護の提供体制の構築に関すること。
- (4) 若年性認知症の人と家族への支援に関すること。
- (5) 施策の取組状況の把握、課題の分析及び先進的な事例の収集に関すること。
- (6) その他施策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員とする20名程度で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 地域福祉・介護関係者
 - (4) その他山形県健康福祉部長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会には座長を置く。
- 4 座長は委員の互選により選出する。
- 5 協議会には必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部高齢者支援課に置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項については、山形県健康福祉部長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成26年8月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日の時点において委員の職にある者の任期は、同日をもって終了するものとする。